



# TMSAアクションプラン

下請適正取引推進のための自主行動計画  
第1版

2018年3月6日

一般社団法人 東京都金属プレス工業会  
Tokyo Metal Stamping Association (TMSA)



1.	はじめに	3
2.	「TMSAアクションプラン」～準備編～	
2.1	政府・業界団体活動	5
2.2	金属プレス業界の取引現状	13
2.3	TMSAアクションプラン位置付け	17
3.	「TMSAアクションプラン」～実践編～	
3.1	アクションチェックリスト	19
4.	実践編：第1のアクション（情報収集）	
4.1	型保管（台帳、廃棄依頼、覚書）	21
4.2	共通活動（顧客別数値化、協力メーカー数値化）	24
4.3	価格決定（補給品・サービス品）	26
5.	実践編：第2のアクション（交渉）	
5.1	手紙による依頼	29
5.2	面会による依頼	30
5.3	第3者機関に相談	31
6.	附属書	
	サンプル文書No. 1～11, サポート資料No.1～2	32



- 2016年9月に発表された**「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)**を機に、下請適正取引に向けた動きは各業界へと広がりを見せている。
- 中小企業の多い素形材産業においても2017年3月に**「素形材産業取引ガイドライン」**が改訂され、その後、素形材センターを含む9団体により**「素形材産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」**が策定された。
- これにより素形材産業分野では下請適正取引推進・普及の素地は整ったといえるが、多くのTier 2, 3 企業における取引環境は未だに改善されていない。
- そこでTier2,3 企業を多く会員に持つ**(一社)東京都金属プレス工業会(TMSA)**は、この現状を打開するために**独自のアクションプラン(「TMSAアクションプラン」)**を策定した。TMSAアクションプランは、会員企業が適切な取引をするための情報収集・整備方法や、取引先との連携・協調のための資料提供方法等を具体的に提示するものであり、かつ、自主的な取り組みを支援するためのものである。
- TMSAアクションプランの策定作業は、株式会社事業革新パートナーズに委託する。



# TMSAアクションプラン ～準備編～

目的：

- ◆ TMSAアクションプランの策定背景（政府・業界活動）を紹介する。
- ◆ 金属プレス業界における下請取引の現状（ヒアリング結果）を報告する。
- ◆ TMSAアクションプランの位置付けを明らかにする。

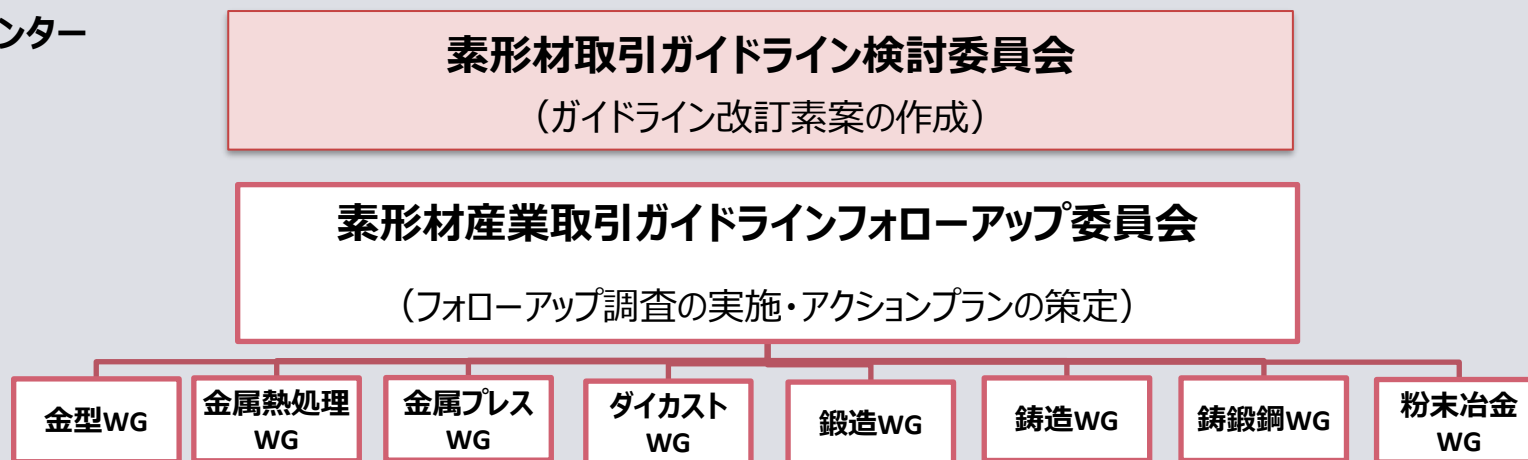


## 2.1 政府・業界団体活動①

- 2016年9月、経済産業省より「**未来志向型の取引慣行に向けて**」(世耕プラン)が公表され、業界団体に対しては、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行**等が要請された。
- それに応じる形で2017年3月に素形材産業9団体\*は、適正取引推進のための自主行動計画(「**素形材産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画**」)を策定した。
- その自主行動計画のもと、2017年9月、第1回素形材産業取引ガイドラインフォローアップ調査委員開催され、8分科会が設置された。各分科会は「**ガイドラインフォローアップ調査**」を実施するとともに、「**素形材産業取引適正化アクションプラン**」の検討を行うこととなった。

\*【素形材産業9団体】日本金型工業会、日本金属熱処理工業会、日本金属プレス工業協会、日本ダイカスト協会、日本鍛造協会、日本鑄造協会、日本鑄鍛鋼会、日本粉末冶金工業会、素形材センター

素形材センター





## 2.1 政府・業界団体活動②

年月	実施事項	ポイント
1956年 (S31)	「下請代金支払遅延等防止法」(通称「下請法」) 制定、施行	
2003年 (H15)	「下請法」改正	
2007年 (H19) 6月	「下請適正取引等推進のためのガイドライン」(通称「下請ガイドライン」) 策定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 8業種 ①素形材 ②自動車 ③産業機械・航空機等 ④繊維 ⑤情報通信機器 ⑥情報サービス・ソフトウェア ⑦広告 ⑧建設</li></ul>
2008年 (H20) 3月	「下請ガイドライン」策定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 2業種追加 ⑨トラック運送 ⑩建材・住宅設備</li></ul>
2008年 (H20) 4月	47都道府県に下請かけ込み寺開設	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種相談</li><li>● 裁判外紛争解決手続き(ADR)を活用した迅速な紛争解決</li><li>● 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発</li></ul>
2009年 (H21) 1月	「下請ガイドライン」策定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1業種追加 ⑪放送コンテンツ</li></ul>
2010年 (H22)	「下請ガイドライン」策定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 4業種追加 ⑫鉄鋼 ⑬化学 ⑭紙・紙加工 ⑮印刷業</li></ul>
2013年 (H25)	「下請ガイドライン」策定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1業種追加 ⑯アニメーション制作</li></ul>
2014年 (H26) 12月	「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」公表	「取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。」



## 2.1 政府・業界団体活動③

年月	実施事項	ポイント
2015年 (H27) 12月	「下請等中小企業の取引改善に関する関係府省等連絡会議」設置	議長：世耕内閣官房副長官 【目的】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 下請け等の取引条件改善</li><li>● 最低賃金の引上げ</li></ul>
2016年 (H28) 1月	安倍内閣総理大臣施政方針演説 (第190回国会)	「原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組み・・・」
2016年 (H28) 9月	未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」公表	【3つの基本方針】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 公正な取引環境の実現</li><li>● 親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」</li><li>● サプライチェーン全体にわたる取引環境改善や賃上げ環境整備</li></ul> 【3つの重点課題】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 価格決定方法の適正化</li><li>● コスト負担の適正化</li><li>● 支払条件の改善</li></ul> 【業種横断的ルール of 明確化】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 下請代金法の運用強化 (運用基準改正)</li><li>● 適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正)</li><li>● 下請代金支払条件の改善 (通達振興基準の見直し)</li><li>● 下請代金法の調査・検査の重点化</li></ul> 【業界団体への要請事項】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともにフォローアップを行う。</li><li>● 業種別下請ガイドラインを改訂し、ベストプラクティスを追加する。</li></ul>


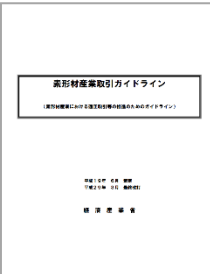

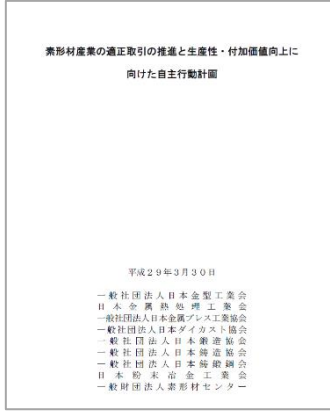
これより各業界団体が積極的に動き出す

# 2.1 政府・業界団体活動④

年月	実施事項	ポイント	成果物／広報
2016年 (H28) 12月	「下請法に関する運用基準」改正 (公正取引委員会)	<p>【運用基準改正のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反行為事例の追加 (66⇒141事例に大幅増加)</li> <li>● 留意を要する違反行為の追加</li> <li>● 下請法の対象となる取引例の追加</li> <li>● 違反行為事例の取引体系別の分類・見出しの付与</li> </ul>	
2016年 (H28) 12月	下請中小企業振興法「振興基準」改正 (中小企業庁)	<p>【改正ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取引先の生産性向上への協力</li> <li>● 原価低減要請</li> <li>● 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮</li> <li>● 型の保管・管理の適正化</li> <li>● 手形支払及び支払関係</li> <li>● 下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け</li> </ul> <p>&lt;これまで&gt; 自主行動計画に関して法令上の位置付けなし</p> <p>&lt;今後&gt; 業界団体等：個々の取引適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引適正化を図るため、下請けガイドラインに基づく活動内容を定めた<b>自主的な行動計画を策定</b>し、その結果を<b>継続的にフォローアップ</b>するよう努める。</p>	


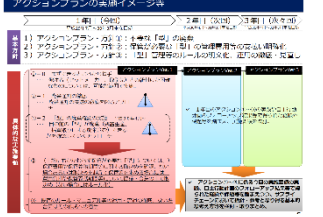
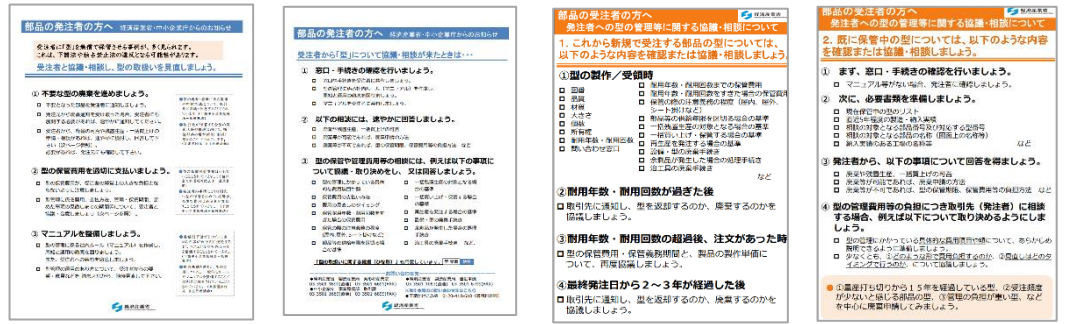
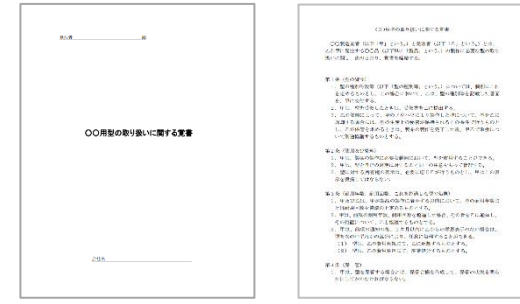


# 2.1 政府・業界団体活動⑤

年月	実施事項	ポイント	成果物／広報
2017年 (H29) 1月	安倍内閣総理大臣施政方針演説 (第193回国会)	「50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました・・・手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とします・・・下請法の運用基準を13年ぶりに抜本的に改訂しました。」	
2017年 (H29) 3月	「下請適正取引等推進のためのガイドライン」改訂 (16業種)  「下請適正取引等推進のためのガイドライン」策定 (1業種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全17業種に拡大 (食品関係では初のガイドライン)</li> <li>① <b>素形材</b> ② <b>自動車</b> ③ 産業機械・航空機等 ④ 繊維 ⑤ 情報通信機器 ⑥ 情報サービス・ソフトウェア ⑦ 広告 ⑧ 建設 ⑨ トラック運送 ⑩ 建材・住宅設備 ⑪ 放送コンテンツ ⑫ 鉄鋼 ⑬ 化学 ⑭ 紙・紙加工 ⑮ 印刷業 ⑯ アニメーション制作 ⑰ 食品・小売業</li> </ul>	 
2017年 (H29) 3月	8業種21団体が「自主行動計画」策定、公表	<p>【8業種】<b>自動車</b>、<b>素形材</b>、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービスソフトウェア、トラック運送業、建設業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 素形材からは合計9団体が参加</li> <li>① (一社) 日本金型工業会</li> <li>② 日本金属熱処理工業会</li> <li>③ <b>(一社) 日本金属プレス工業協会</b></li> <li>④ (一社) 日本ダイカスト協会</li> <li>⑤ (一社) 日本鍛造協会</li> <li>⑥ (一社) 日本鑄造協会</li> <li>⑦ (一社) 日本鑄鍛鋼会</li> <li>⑧ 日本粉末冶金工業会</li> <li>⑨ 一般財団法人素形材センター</li> </ul>	



# 2.1 政府・業界団体活動⑥

年月	実施事項	ポイント	成果物／広報										
2017年 (H29) 7月	「型管理の適正化に向けたアクションプラン」公表 (型管理における未来志向型の取引慣行に関する研究会)	<b>【アクションプラン】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 方針①：不要な「型」は廃棄する！（管理対象の削減）</li> <li>● 方針②：引き続き保管が必要な「型」については、必要な管理費用（保管費用等）の支払いや保管義務期間等について、取引当事者間において協議合意の下、取り決めを行う！（管理対象の管理の適正化）</li> <li>● 方針③：型管理について、社内においてルール（マニュアル等）を明文化する</li> </ul>	 <p>未来に向けた「型管理」三つの行動 ～減らす、見直す、仕組みを作る～ (未来志向型・型管理に向けたアクションプラン)</p> <p>2017年7月24日 経産省(経産・備産等)における 未来志向型の取引慣行に関する研究会</p>  <p>アクションプランの実施イメージ</p>										
2017年 (H29)	発注者と受注者が協議・相談する際の参考資料作成 (素形材センター)	 <p>部品の発注者の方へ... 発注者から「型」について協議・相談がなされる場合... 1. 型口・手続の確認を行います。 2. 以下の事項には、議事録を作成します。 3. 型の管理や管理費用の負担は、例えば以下の事項について協議・取り決めを行い、記録を残します。</p> <p>部品の発注者の方へ... 発注者から「型」について協議・相談がなされる場合... ①型の製作／受領時 ②耐用年数・耐用回数が過ぎた後 ③耐用年数・耐用回数の超過後、注文があった時 ④型の保管費用、保管場所確保など、製品の製作申請について、同意確認をします。</p> <p>部品の発注者の方へ... 発注者から「型」について協議・相談がなされる場合... ① 型口、手続の確認を行います。 ② 次に、必要書類を準備します。 ③ 発注者から、以下の事項について回答を求めします。 ④ 発注者から「型」について協議・相談がなされる場合、必ず事前に協議・相談をします。</p>											
2017年 (H29)	型の取り扱いに関する覚書 (ひな形) の解説書作成 (素形材センター)	 <p>OO用製の取り扱いに関する覚書</p> <p>1. 本覚書の目的は、発注者と受注者の間で、OO用製の取り扱いに関する事項を明確にし、双方の権利義務を定めることにある。</p> <p>2. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。</p> <p>3. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 (目的)</td> <td>1. 本覚書の目的は、発注者と受注者の間で、OO用製の取り扱いに関する事項を明確にし、双方の権利義務を定めることにある。</td> </tr> <tr> <td>第2条 (用語の定義)</td> <td>1. 本覚書において「本覚書」とは、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成されるものを指す。</td> </tr> <tr> <td>第3条 (適用範囲)</td> <td>1. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。</td> </tr> <tr> <td>第4条 (締結)</td> <td>1. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	第1条 (目的)	1. 本覚書の目的は、発注者と受注者の間で、OO用製の取り扱いに関する事項を明確にし、双方の権利義務を定めることにある。	第2条 (用語の定義)	1. 本覚書において「本覚書」とは、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成されるものを指す。	第3条 (適用範囲)	1. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。	第4条 (締結)	1. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。
用語	解説												
第1条 (目的)	1. 本覚書の目的は、発注者と受注者の間で、OO用製の取り扱いに関する事項を明確にし、双方の権利義務を定めることにある。												
第2条 (用語の定義)	1. 本覚書において「本覚書」とは、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成されるものを指す。												
第3条 (適用範囲)	1. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。												
第4条 (締結)	1. 本覚書は、発注者と受注者の間で締結された覚書に基づき作成される。												



# 2.1 政府・業界団体活動⑦

年月	実施事項	ポイント
2017年 (H29) 9月	「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」及びWG設置	<p>議長：野上内閣官房副長官、西村内閣官房副長官</p> <p>【WG主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準改正や「自主行動計画」の実施状況に関するフォローアップ（調査、<b>下請Gメン</b>を通じ実施状況を監視）</li> <li>● 「自主行動計画」や「業種別下請ガイドライン」策定業種の拡大（機械製造業、流通業、食品加工業等）</li> </ul>
2017年 (H29) 9月	第1回素形材産業取引ガイドラインフォローアップ調査委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 素形材8分野に関する分科会を設置</li> </ul> <p>①金型②金属熱処理③<b>金属プレス</b>④ダイカスト⑤鍛造⑥鋳造⑦鋳鍛鋼⑧粉末冶金</p> <p>【8分科会の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「素形材産業取引ガイドラインフォローアップ調査」の実施</li> <li>➢ 「素形材産業取引適正化アクションプラン」の検討</li> </ul>
2017年 (H29) 11月	「下請取引の適正化」について（下請代金支払遅延等防止法関連）親事業者等に要請 （経済産業大臣、公正取引委員会委員長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親事業者（約21万社）及び業界団体代表者（660団体）に、下請取引の適正化等について要請</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1228 948 1514 1325"> </div> <div data-bbox="1541 948 1827 1325"> </div> </div>



## 2.1 政府・業界団体活動⑧

年月	実施事項	ポイント
2017年 (H29) 12月	<p>「『未来志向型の取引慣行に向けて』に係る自主行動計画フォローアップ調査の結果概要」発表 (中小企業庁)</p> <div data-bbox="555 786 975 1001" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>世耕プランは、全体的に浸透しつつあるが、素形材業界では引き続き改善が必要</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経産省所管の6業種18団体が報告。各団体所属の会員企業約7,000社に調査票を発送し、1,752社（25.4%）から回答があった。</li> <li>【6業種】自動車、素形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア</li> <li>● 自動車・自動車部品業界では、世耕プラン重点3課題である原価低減要請、型管理、支払条件について、他業界に先駆けて積極的な取組が浸透。</li> <li>● <b>支払条件</b>改善については、<b>自動車セットメーカー</b>14社のうち<b>8社が100%</b>現金払いに切替えた一方、<b>自動車部品企業</b>（ティア1～2：すべて現金受取<b>22%</b>）、<b>素形材関係企業</b>（ティア1～4：すべて現金受取<b>14%</b>）の間ではまだ浸透度合いが低い。</li> <li>● 素形材業界では、<b>原価低減要請改善</b>については、<b>22%ができておらず改善が必要</b>。<b>型廃棄</b>については<b>52%が「あまりできなかった」</b>、<b>型保管費用</b>は<b>「75%が支払われていない」と回答</b>。<b>支払条件</b>については、受注側としてすべて現金払いは<b>11%</b>、<b>半分手形(受取)</b>が<b>37%</b>で引き続き改善必要。</li> </ul>
2017年 (H29) 12月	<p>「下請企業ヒアリングの実施概要及び今後の対応について」発表 (中小企業庁)</p> <div data-bbox="779 1282 996 1372" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>次頁に詳細</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2017年4月より、全国に<b>下請GMエン</b>80名を配置、10月末時点で2,040社を訪問。</li> <li>● 全体の<b>25%</b>、<b>517件</b>で<b>具体的改善事例を確認</b>。</li> <li>● <b>型管理</b>については、一部に改善事例も見られるが、特にティア2以降で未だ<b>改善が浸透している</b>とは言い難い。</li> <li>● <b>手形現金払化</b>は、ティア3～4の一部に広がりつつあるも<b>広く浸透するまでには至らず</b>。</li> </ul>



# 2.2 金属プレス業界の取引現状/ 全国中小企業ヒアリング結果

■ 2017年4月より、全国下請け中小企業を対象に、下請Gメンが本格的ヒアリングを実施した。東京都金属プレス工業会の一部メンバーもこれに含まれる。(中小企業庁、2017年12月報告資料より抜粋)

### 1. 業種別

業種	件数	割合
自動車	722件	35.4%
電気・機械	578件	28.3%
その他製造業	561件	27.5%
非製造業	179件	8.8%
合計	2,040件	100.0%

### 2. 取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,002件	49.1%
二次下請	757件	37.1%
三次下請	199件	9.8%
四次下請以下	51件	2.5%
その他	31件	1.5%

### 3. 資本金別

資本金	件数	割合
1億円以上	58件	2.8%
5000万円～1億円	290件	14.2%
1000万円～5000万円	847件	41.5%
1000万円以下	845件	41.4%

### 4. 地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
本省	415件	20.3%	近畿	236件	11.6%
北海道	184件	9.0%	中国	141件	6.9%
東北	137件	6.7%	四国	67件	3.3%
関東	333件	16.3%	九州	151件	7.4%
中部	337件	16.5%	沖縄	39件	1.9%

<下請企業ヒアリング(1～10月分：全2,040件)において把握できた事例の件数>

	近時改善した事例	要改善事例
原価低減	114件	136件
支払条件(現金化・手形サイト短縮)	304件	83件
型の管理適正化(型の廃棄・管理費用支払)	99件	52件
合計	517件	271件

<下請企業ヒアリングにおける運用基準改正等の周知状況>

		合計	ティア1	ティア2	ティア3	ティア4以下
全体	知っている	615 (38%)	290 (36%)	245 (36%)	65 (42%)	15 (36%)
	知らない	1,008 (62%)	517 (64%)	375 (64%)	89 (58%)	27 (64%)
内自動車産業	知っている	293 (49%)	89 (56%)	144 (48%)	48 (46%)	12 (38%)
	知らない	300 (51%)	69 (44%)	155 (52%)	56 (54%)	20 (62%)
内その他	知っている	322 (31%)	201 (31%)	101 (31%)	17 (34%)	3 (30%)
	知らない	708 (69%)	448 (69%)	220 (69%)	33 (66%)	7 (70%)

### 【改善事例】

- ・**支払条件**：「100%現金化への動き」「手形サイトが60日に短縮」
- ・**原価低減要請**：「最近では低減要請が来ていない」「もの見事に要請がなくなった」「品目ごとに書面で根拠を示されるようになった」「一律の値引き要請から、見積書提出の上での協議に代わった」
- ・**型管理**：金型「一部返却」「共同倉庫を設置する計画あり」
- ・**その他**：「歩引きがなくなった」「配送費親業者負担になった」「ものが言えるようになった」

### 【要・改善事例】

- ・**支払条件**：「手形100%」「現金だが割引料を取られる」「現金100%からファクタリングに移行された」
- ・**原価低減要請**：「一方的な要請」「口頭での要請」「低減要請受けないと仕事が止まると言われる」「補給品も量産時単価適用」
- ・**型管理**：「量産終了後の金型を無償保管」「長期保管を要求されるし保管費用も当社持ち」「24月分割支払い」



## 2.2 金属プレス業界の取引現状/ TMSAヒアリング結果①

### 現場の声：プラス面

東京都金属プレス工業会（TMSA）はアクションプラン策定に先立ち、一部の会員企業に対し、下請等中小企業の取引が適切になされているかどうかの実態把握をするため、ヒアリングを行った。

項目	内容
親事業者との関係 親事業者による支援・協力 (契約方式・対話の有無、ライン改善指導)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設備・品質関係で必ず視察あり。意見交換も行う。週に数回意見交換のチャンスあり。</li> <li>● コンプライアンスの動きあり。「一度金型リストを挙げてください」と言われた。</li> <li>● 協力会など適正化の流れ。</li> </ul>
価格決定 (原価低減要請・コスト増加分の価格転嫁等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請書が通れば、廃却可能となった。(状況は改善している) 今までは、申請から結果が出るまですごく時間がかかった。</li> <li>● 適正な価格交渉ができています。材料費、工程数、ロット数を厳密に提示。材料費の上昇分は適正に価格に反映している。</li> <li>● 有償支給の場合あり。材料費の上昇に伴う価格変更は認めてくれる。「(市場価格を無視することはない)」という</li> <li>● ある部品について、社員の誰も知らないという場合は、改めて見積もりを出す。その場合の価格の変化については、認めてもらっていて有難い。</li> <li>● 材料原価の変化、数量の変化(2000個→100個)の場合は単価を上げてもらえる。</li> <li>● 原料価格高騰などで値上げが認められることあり。</li> </ul>
コスト負担の押付け (金型保管、配送費負担等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 型保管については負担になっていない。また仕事が来るという希望あり。お客さんとの間でルールができています。</li> <li>● 取り決めはないが、見積書の1か所に金型保管費のような欄ができた。</li> <li>● どの金型を何年製作していないか、納品していないか、リスト化する動きあり。</li> <li>● 型保管料を認めてもらっている。配送料はもらっている。</li> <li>● 補給品については10年経ったら廃棄というルールあり。それを越えたら保管料をいただけるかどうかの話し合い。(補給部品については、自動車は10年経ったら廃棄して良いとガイドラインに明示されている。航空機は生産終了まで保管しておくこととなっている。)</li> <li>● 不要な型に対してはデータ化して廃棄。スクラップ代が入ってくるなど、プラスの面あり。</li> <li>● 着払いで型を引き取ってくれる。大変ありがたい。</li> </ul>
代金の支払い条件 (現金・手形・割引料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手形が電子化されたが、特に問題なし。60日で満額もらえる。</li> <li>● ファクタリングのおかげで、現金化しやすい状況ではある。</li> </ul>
関連制度の認知度 (下請法・ガイドライン、自主行動計画等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸透しているな、と実感している。役職の方が議論に参加すると、話が通じやすい。</li> <li>● ガイドラインのおかげで「現金で払います」と言ってくれるようになった。流れは良い方向。</li> <li>● おかげで、型廃棄の申請がしやすくなった少し昔だと考えられない話だった。</li> </ul>



## 2.2 金属プレス業界の取引現状/ TMSAヒアリング結果②

### 現場の声：マイナス面

項目	内容
<b>親事業者との関係</b> <b>親事業者による支援・協力</b> (契約方式・対話の有無、ライン改善指導)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 50年経っても単価マスターが変わらない。(今でも1個10円) 値上げ要請については契約書には協議できると記載されているが、そういう慣習がなく、協議しても認めてもらえない。親会社の承認が必要。</li> </ul>
<b>価格決定</b> (原価低減要請・コスト増加分の価格転嫁等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 見積書に欄が設けてあるが、スペースが小さく、たいして情報を書き込めない。</li> <li>● 見積フォームにコメント欄がなく、何も意見が言えない。</li> <li>● 「価格改定の依頼」を出したことがあるが、そのまま進まないケースがあった。</li> </ul>
<b>コスト負担の押付け</b> (金型保管、配送費負担等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 型はすべてお客様が所有。遡って請求することはない。</li> <li>● 残業対応しても高く買ってくれるわけではない。</li> <li>● 15年前のものを廃棄申請したが返事がない。担当同士もめたくないでコストダウンに含めるか、というところで落ち着く。</li> <li>● 図面もない20年以上前の型が多く残っている。保管費用は払ってもらっていない。</li> <li>● 50年分の金型がたまっている。金型保管と補給品が一番の問題。</li> <li>● 賃上げ交渉もしていない。(できる雰囲気ではない)</li> <li>● 金型は親事業者が所有。金型保管に関する取り決めなし。保管費用・搬送費は負担させられている。</li> <li>● 20型、30型のように、型数が多くなると持ち帰ってもらうようお願いするが、「いやだ」と言われる。単価でもらうか、保管料でもらうか長く付き合っても言えない。</li> <li>● 5年以上使用していない金型は、写真を撮り、廃棄させてもらうことを書面でお願いしているが、廃棄はなかなか進んでいない。</li> <li>● 型保管料はもらっていない。金型への保険は火災保険で家財と一緒に自己負担でかけている。</li> </ul>
<b>代金の支払い条件</b> (現金・手形・割引料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売り上げ全体の中で、手形80%超えている。</li> </ul>
<b>関連制度の認知度</b> (下請法・ガイドライン、自主行動計画等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下請法、ガイドライン、自主行動計画等について存在は知っている。かけ込み寺も知っているが、行かない、電話しない。</li> <li>● かけ込み寺は知っているが、中小企業庁への申告システムは知らなかった。</li> <li>● 親会社も動きを知っているが、あまり厳しく動いていない。(競合も動いていない)</li> <li>● 「型のアクションプラン」による変化は感じられない。</li> </ul>



### 現場の声：ご要望

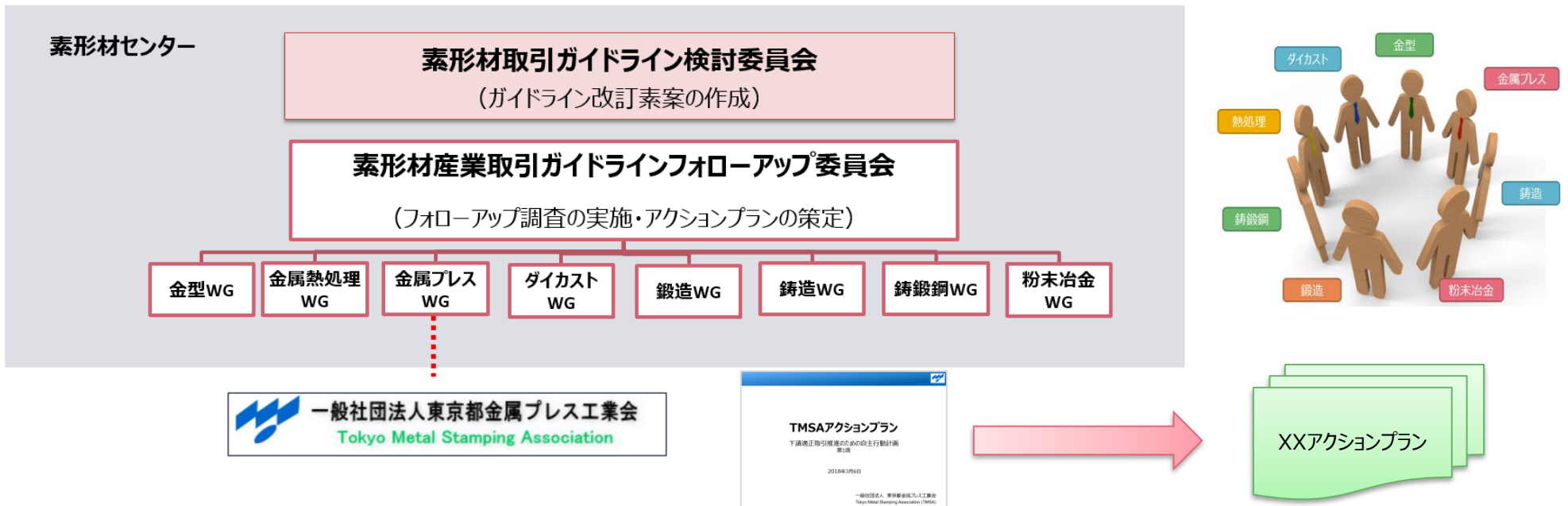
項目	内容
アクションプランへの 要望・アドバイス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 説得材料として、取引金額の推移、そのうちに占める量産とパーツのボリューム、型年数などを資料として準備すると良い。</li> <li>● ぜひ適正取引の徹底浸透をお願いしたい。この状況は非常に好転機で、「金型まで踏み込むことは生きている限りもうないのでは？」と安倍首相に言ってきた。大企業の傍らで中小企業が頑張っているということを知ってほしい。</li> <li>● どれだけ費用が掛かるかをお客さんに知ってほしい。</li> <li>● アクションプランには、予算化してもらえるような工夫を盛り込んでほしい。</li> <li>● 業界の背景（事情）に関する記載があるとよい。（航空産業と自動車産業はかなり違うので）</li> <li>● 金型の値段から土地の値段、受注額に応じた金型の割合まで、あるフォーマットに入れば自動的に金型に関する負担状況がすぐわかる、というものが欲しい。アクションプランができれば、航空機関係の会社にアプローチしやすい。</li> <li>● 金型保管状況（写真付き）がわかるようなフォーマットがあるといい。</li> <li>● あまり重くなく、しかしながらわかりやすい、「時間のある時に読んでおいて下さい」と伝えられるようなアクションプランがあると使いやすいだろう。</li> <li>● 本来であれば法律で決めてほしい。</li> <li>● 業界全体の動きとして、各社の足並みが揃うように動かしてほしい。</li> <li>● 型保管は、取引を継続するための手段と捉えている人も多い。今まで築いてきた信頼関係を壊さないように配慮しつつ、アクションプランを作成していただきたい。</li> </ul>

ヒアリングの結果、①情報収集力と②交渉・折衝力を高めることが最大の課題であると認識



## 2.3 TMSAアクションプラン位置付け

- ◆ **(一社) 東京都金属プレス工業会(TMSA)**は、下請け構造により、高い利益を確保することが困難である現状の改善を目指し、**独自のアクションプラン**を策定した。
- ◆ TMSAアクションプランは、素形材8団体の自主行動計画の流れを汲むものであるものの、内容は独立している。
- ◆ 最終的にはこの取組が、素形材産業全体に波及することを目標としている。





## TMSAアクションプラン ～実践編～

# 3.1 アクションチェックリスト



はい → いいえ

今すぐ対策を！



深刻度 高



スタート

自社保管している型数を正確に知っていますか？

型管理台帳はつけていますか？

親事業者と下請適正取引について話し合ったことはありますか？

下請適正取引に向けた動きは知っていますか？

準備編  
へ

型廃棄申請をしたことはありますか？

自社の製品・型に関する内訳金額は知っていますか？

親事業者と、契約書・覚書は締結していますか？

第1の  
アクション(情報  
収集)  
へ

親事業者と、型保管料・価格改定など交渉したことはありますか？

第2のアクション  
(交渉)  
へ



深刻度 低



# 実践編：第1のアクション (情報収集)

目的：

- ◆ 国の定める3つの重点課題（価格決定の適正化、コスト負担の適正化、支払条件改善）の中で、最も問題視されている「**型保管**」（コスト負担の適正化に含まれる）を具体的に取り上げる。
- ◆ 「**共通活動**」として、価格決定の適正化や支払条件改善に対しても活用できる、基礎活動を取り上げる。
- ◆ 一例として「**価格決定(補給品・サービス品)**」の情報収集法を紹介する。



## ①「型管理台帳」をつける

親事業者に型保管状況を理解してもらい、型の廃棄判断をしてもらうためには、現状を伝えるツールが必要です。まずは、「型管理台帳」の整備からはじめ、自社の型保管状況を把握しましょう。

⇒【サンプル1】「型管理台帳」

【サンプル1】

型管理台帳ひな形（案）

No.	顧客番号	部品情報											型情報				その他		
		部品番号	(Assy部品番号)	工程	過去(生産・出荷)数量			最終生産		在庫			所有権	資産番号	製作年月日	保管場所		他部品への使用状況等	廃棄・返却
					前々期	前期	今期	年月日	数量	ブランク	中間品	完成品							



## ②「型返却・廃棄依頼書/通知書」を作成する

廃棄対象の型を決めたら、依頼書を作成します。依頼書の形式は様々ですが、親事業者からの回答をもらいやすくするために、依頼書と結果通知書を一体化させているケースもあります。

⇒【サンプル2】「型の返却・廃棄に関する申請依頼書/廃棄通知書」

**型の返却・廃棄に関する申請依頼書/廃棄通知書** 【サンプル2】

申請日：平成 年 月 日

〇〇社 〇〇部 御中 企業名：〇〇〇〇社

型を下記内容にて取扱いしたく申請致します。ご検討お願い致します。

Tier2 会社名			Tier 1 会社名		
担当	課長	部長	担当	係長	課長

Tier2 記載事項						Tier1 記載事項			
No.	品番	品名	資産番号/顧客番号	所有権	希望処理	その他 (希望処理理由、廃棄後の条件など)	検討結果	今後の取扱い内容	理由
1				自社・貸与	返却・廃棄		返却・廃棄		
2				自社・貸与	返却・廃棄		返却・廃棄		
3				自社・貸与	返却・廃棄		返却・廃棄		

# 4.1 型保管③ (取扱いに関する覚書)



## ③「型の取扱いに関する覚書」を作成する

耐用年数・回数までの保管費用、型保管に使用する面積・空間について、親事業者に理解してもらおう手段として覚書は有効です。この覚書を提出することで初めて、保管費用について前向きに話し合いを持つことができる場合もあります。

⇒【サンプル3】「〇〇用型の取扱いに関する覚書」

### 【サンプル3】

〇〇用型の取扱いに関する覚書

〇〇製造業者（以下「甲」という。）と発注者（以下「乙」という。）とは、甲が甲に発注する〇〇品（以下単に「製品」という。）の製作に必要な型の取扱いに関し、次のとおり、覚書を締結する。

第1条（型の貸付）

1. 型の種別や数等（以下「型の種別等」という。）については、個別にこれを定めるものとし、この場合において、乙は、型の種別等を記載した書面を、甲に交付する。
2. 甲は、型を受領したときは、受領書を乙に提出する。
3. 乙の依頼によって、甲のノウハウにより製作した型について、型を乙に返却する場合には、型の生産上の秘密が保持されるとの条件で行うものとし、乙が保管を求めるときは、製品の製作を完了した後、甲乙で取扱いについて別途協議するものとする。

第2条（使用及び管理）

1. 甲は、製品の製作に必要な範囲において、型を使用することができる。
2. 甲は、型を自己の財産に対するのと同じ注意をもって管理する。
3. 型に対する所有権の表示は、必要に応じて乙が行うものとし、甲はこの表示を毀損してはならない。

第3条（耐用年数、耐用回数、これを超過した型の処理）

1. 甲及び乙は、甲が製品の製作に着手する以前において、型の耐用年数または耐用回数を協議の上定めるものとする。
2. 甲は、前項の耐用年数、耐用回数を超過した場合、その旨を乙に通知し、その処理について、乙と協議するものとする。
3. 甲は、前項の通知の後、1か月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。
  - (1) 型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。
  - (2) 型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。

第4条（保管）

1. 甲は、型を保管する場合には、保管台帳を作成して、保管の状況を明らかにしておくなければならない。

2. 前条第1項の耐用年数または耐用回数を超えた後、同条第2項の協議により、甲は型の保管を継続する。
3. 甲が型を保管する場合は原則有償とし、保管費用・保管期間・注意義務の程度・廃棄については甲乙別途協議して定める。

第5条（損耗及び滅失）

1. 第3条第1項より定められた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地災もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
2. 前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。
3. 乙が甲に対し、火災保険料等相当額を支払ったときは、甲は、火災等による型の損害を補填するために、火災保険等契約を締結しなければならない。また、地震保険契約についても同様な手続きとする。

第6条（修理及び改造）

甲は、製品の製作のために、型を修理または改造する必要がある場合は、乙に対し、当該修理または改造に要する費用、期間等を明示して、乙の許可を得なければならない。この場合において、修理または改造に要する費用は、乙の負担とする。

第7条（製作完了後における型の処理）

1. 一つの型について、最終発注日から※年間、乙から甲に当該型を使用する注文がない場合、当該型を使用する製品の製作は完了し、当該型は遊休化したものとする。
2. 製品の製作が完了した場合、甲はその旨を乙に通知し、遊休化した当該型の処理について、乙と協議する。
3. 甲は、前項の通知の後、1か月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。
  - (1) 型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。
  - (2) 型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。
4. 第1項の規定により型が遊休化した後、第2項の協議により、甲は型の保管を継続する。 ※ 製品によって期間が異なることから、それぞれの会社で定める。

5. 協議に基づき甲が当該型を保管中に、再度当該型を使用する注文があった場合は、型の保管に関する取扱いと製品の製作準備について、再度甲乙協議するものとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約によりまたはこれらに関連して知り得た甲並びに乙の技術、その他業務上の秘密を漏れまたは自己若しくは第三者のために利用し、若しくは利用し得る状態においてはならない。本契約の解除後または期間満了後も同様とする。

第9条（有効期間）

本覚書の有効期間は、覚書締結の日から2年間とする。ただし、期間満了の日の三か月前迄に、甲または乙から、書面による契約終了の申出がないときは、本覚書は、引続き同一条件をもって延長されるものとする。

第10条（別途協議）

本覚書に、定めのない事項または契約条項の解釈に疑義を生じた事項については、当事者は、信義誠実を旨として、別途協議して解決を図るものとする。  
(附 則) 本覚書締結以前の型の取扱いについては、本覚書を適用するものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	所在地
	会社名
	代表者名
乙	所在地
	会社名
	代表者名

協議覚書

平成 年 月 日

この協議覚書は、〇〇用型の取扱いに関する覚書に準じて作成するものである。

1. 図番 \_\_\_\_\_
2. 品名 \_\_\_\_\_
3. 材質  
①鋼材 ( \_\_\_\_\_ ), ②木材, ③樹脂, ④その他 ( \_\_\_\_\_ )
4. 大きさ  
〇〇 m× \_\_\_\_\_ m× \_\_\_\_\_ m= \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
〇〇 m× \_\_\_\_\_ m× \_\_\_\_\_ m= \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
〇〇 m× \_\_\_\_\_ m× \_\_\_\_\_ m= \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
5. 個数  
①〇〇 個 ②〇〇 個
6. 所有権  
発注者
7. 耐用年数、耐用回数  
①耐用年数 年 月  
②耐用回数 回(ショット)
8. 保管  
①耐用年数、耐用回数までの保管費用  
1) 使用面積または使用空間 \_\_\_\_\_ 円/m<sup>2</sup>・m<sup>2</sup>/月  
②耐用年数、耐用回数をすぎた保管費用  
1) 使用面積または使用空間 \_\_\_\_\_ 円/m<sup>2</sup>・m<sup>2</sup>/月  
③保管期間は耐用年数、耐用回数いずれか先に達成したまでとする  
④注意義務の程度 屋内、屋外、シート掛け、その他 ( \_\_\_\_\_ )

発注社名: \_\_\_\_\_ 製作者名: \_\_\_\_\_

# 4.2 共通活動①（顧客別数値化）



## ①顧客別にビジネス状況を割り出す

⇒価格改定の適正化、支払条件改善、原価低減要請改善等の交渉に有効です。

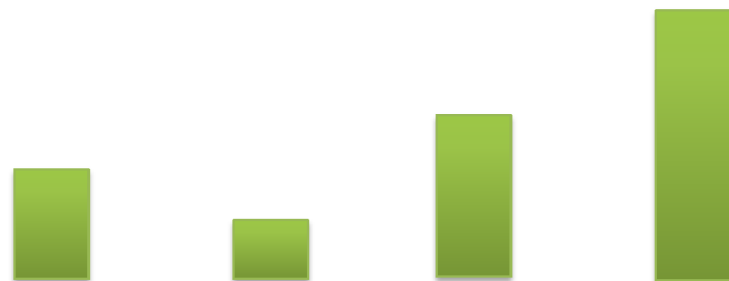
全体の中の親事業者向けビジネスの割合（売上高、加工高、出荷量、人工等）を月単位または四半期ごとに算出し、**異常値を導き出し**、その理由を把握しておきましょう。

**「今の価格では会社がもたない」という現状を数字とグラフで「見える化」**します。 ⇒【サンプル4】

【サンプル4】

### A社様向けビジネスシェア

■2018年1月～3月平均



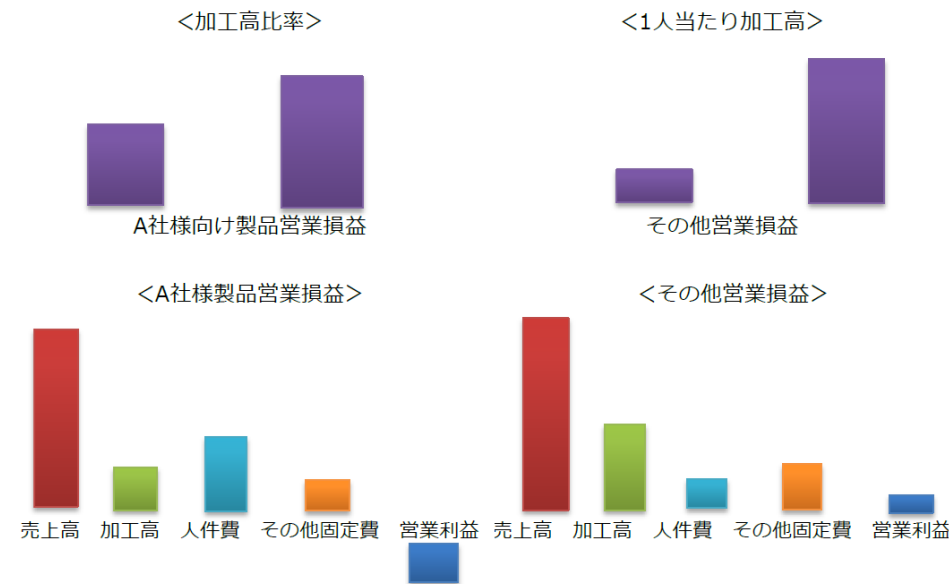
【サンプル4】

	売上高(円)	加工高(円)	出荷量(個)	人工(人)
A社様	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
全体	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

売上高〇%、加工高〇%、出荷量〇%に対して、人工は〇%と高い。これは、A社様向け補給品の生産は、金型の探索、多頻度の段取りなどから人手がかかっているため。

### A社様向けビジネス収益情報

■2018年1月～3月 月平均(単位：千円)



加工高率はその他〇%に比べて〇%と低く、人手をかけていることから、1人当たり月額加工高も、その他の〇千円に対して〇千円と大幅に低い





## ② 自社協力メーカーのビジネス状況を示す

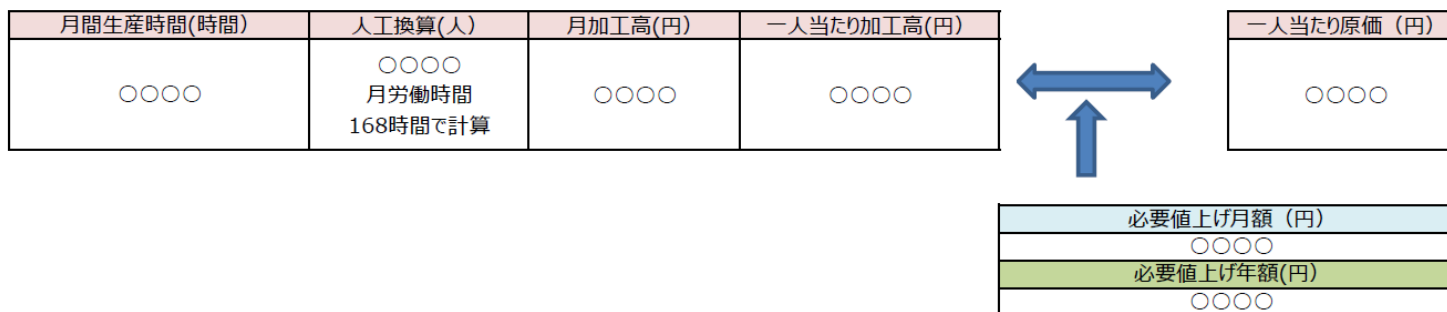
⇒ 価格改定の適正化、支払条件改善、原価低減要請改善等の交渉に有効です。

一段視野を広げ、自社協力メーカーの情報も取り入れることで、自社と、自社を支える企業の厳しい状況を、より良く親事業者に知ってもらうことができます。設備情報なども含め、「**価格改定を認めてもらわないと事業継続が危うい**」という状態を数値で伝えます。 ⇒【サンプル5】

### 協力メーカーにおけるA社様向けビジネスの状況

【サンプル5】

#### ■ 主な協力メーカー10社全体におけるA社様向けビジネスの状況



#### ■ 個別協力メーカーの例

	月額生産時間(時間)	人工換算(人)	月加工高(円)	1人当たり加工高(円)	見積部品点数(点)	発注部品点数(点)	従業員(人)
A社							
B社							
C社							

(18年1～3月平均)

全体での1人当たり月額加工高が〇〇万円で、マンレートのみで見た原価を大幅に下回り、年間〇〇百万円の値上げが必要。さらに、設備はすでに償却済みなので、会社維持できているが、今のままでは設備の更新も出来ず、マンレートを考慮すれば原価はさらに高く、事業継続も危うい。




## ① 製品情報を表にまとめる

基本の製品情報に加えて、量産品の単価と改定後の補給品・サービス品単価を一つの表にまとめましょう。その際には所要工数も入れて、製品1個当たりの価値を数字で示すことが有効です。

⇒【サンプル6】

【サンプル6】

製品番号	XXXX-111-YYYY	出図	1986年8月(31年)
品名	〇〇〇〇	見積基準数	1,880個/月
単価	¥29.94	実納入数/月	2個/月
製品概要 プレス単品 2工程			
A社			
見積明細		改訂単価	所要工数
材料費	13.00	材料費	13
加工費	12.00	加工費	12,500
管理費	4.94	管理費	2,503
合計	29.94	合計	15,016
			502倍



## ② 価格改定案(値上げ額)を算出する

価格値上げ交渉の際には、必ず根拠が求められますので、最終的には以下のような表にまとめ、値上げ額を提示しましょう。  
⇒【サンプル7】

### 価格改定案について

【サンプル7】

不定期・不定量製品の価格改定案(総額のない数として先行実施)

※不定期・不定量製品 = 平均月額数量が50個未満のもの

(算定根拠)

年額：〇〇千円 不定期・不定量生産の月改定額 〇千円

〇千円×12か月=〇〇千円

平均月間数量 (個)	製品点数 (点)	月産数量 (個)	平均単価 (円)	月売上額 (円)	値上げ倍率 (倍)	改訂後単価 (円)	改訂後月売上額 (円)	値上げ額 (円)
① 1～10未満	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
② 10～50未満	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
合計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

補足 値上げ倍率 (2018年〇月〇日提出価格改定より算出)

1～10未満 〇～〇倍 10～50未満 〇～〇倍

1人当たり加工高から見た価格改定案 (総額)

(算出根拠)

年額：〇〇千円 1人当たり月加工高：A社様 〇千円

その他お客様 〇千円

(〇千円-〇千円) × 〇人 × 12か月 = 〇千円

量産品であっても、基準数が変化したとき(例：1万個⇒3千個)は、同じ表を用いて  
① 10,000個  
② 3,000個  
として算出する。

# 実践編：第2のアクション (交渉)

目的：

- ◆ 第1のアクションで収集した情報、あるいは既存の情報をもとに、交渉（親事業者とのコミュニケーション）の手順を示す。
- ◆ 「この下請適正取引推進活動は、政府・製造業界が一体となり進められている」という状況を味方につけた交渉（親事業者とのコミュニケーション）方法を示す。



TMSAアクションプランでは、親事業者に対する依頼文書のひな形を4種類用意しました。

- ① 型保管料ご負担のお願い ⇒【サンプル8】
- ② 補給品・サービス品価格改定のおお願い ⇒【サンプル9】
- ③ 手形サイト短縮のおお願い ⇒【サンプル10】
- ④ 支払条件変更のおお願い ⇒【サンプル11】

ひな形を利用して、親事業者との交渉(コミュニケーション)の第一歩として手紙を送付しましょう。

基本フォーマットとして、「政府・製造業界が一体となり、下請適正取引推進の取組が進められている」旨、伝えている

## 例) 型保管料ご負担のお願い

【サンプル8】

2018年〇月〇〇日

〇〇〇〇会社  
〇〇 様

〇〇〇〇会社  
代表取締役社長 〇〇

型保管料ご負担のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のこととは存じますが、政府・製造業界が一体となり、下請適正取引推進のための取組が進められています。

特に、2016年に経済産業省 世耕大臣(当時 内閣官房副長官)より、『親事業者と下請事業者双方の「適正取引、付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること』等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」が発表され、政府指導の元、各主要製造業界団体が合意し、実施されています。

このような状況下、長期にわたり使用されない型の保管や、保管に伴うメンテナンスに関して、費用をご負担いただく旨、ご検討を賜りますようお願い致します。

敬具



手紙による依頼の次は、親事業者に面会のアポイントを取り、直接依頼する機会を得ます。面会の際には、第1のアクションにおいて収集した情報のほかに、サポート資料として、この取組が政府・製造業界との一体活動であることを示す、下記のサポート資料もお持ちください。

- ① 下請取引推進のための政府・業界の取組 ⇒【資料1】
- ② 経済産業大臣・公正取引委員会委員長による親事業者への要請文書 ⇒【資料2】
- ③ TMSAアクションプラン ⇒本誌

下請適正取引推進のための政府・業界の取組 【資料1】

下請適正取引推進のための、政府・業界の取組を時系列でまとめました。

- 2016年9月15日に世耕経済産業大臣（当時 内閣官房副長官）より、「未来志向型の取引慣行に向けて」公表
  - ＜3つの重点課題＞
    - 価格決定方法の適正化
    - コスト負担の適正化
    - 支払条件の改善
- 上記に基づき同年12月には、下請企業振興の「基準」が改正
  - ＜ポイント＞
    - 親事業者と下請事業者は共存共栄！
    - 一方的な原価低減要請は止めましょう！
    - 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！
    - 金型・木型の保管コストは親事業者が負担を！
    - 支払は現金で！手形の場合は親事業者が割引料の負担を！
    - 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力を！
- 2017年1月の安倍内閣総理大臣施政方針演説（第193回国会）
  - ＜下請法に関する言及＞
 

「先月、50年ぶりに、下請代金の支払いについて、通達を見直しました。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。」
- 2017年3月、自動車・素形材を含む8業種12団体が「下請適正取引推進のためのガイドライン」「自主行動計画」を策定
- 2017年7月、「型管理の適正化に向けたアクションプラン」公表
- 2017年11月、「下請取引の適正化」について経済産業大臣・公正取引委員会委員長が親事業者等に要請
- 現在、業種ごとにガイドライン・自主行動計画のフォローアップ実施中

以上

【資料2】

20171016 中第2号  
公取企第92号  
平成29年11月15日

親事業者代表者 殿

経済産業大臣 閣下

公正取引委員会委員長 閣下

下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）違反行為への厳正な対応を行うとともに、同法の普及啓発を行っております。

＜取引先の置かれている現状＞  
我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況も緩やかに改善していますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期かつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

＜下請法への理解と代金支払方法の適正化について＞  
昨年12月には、経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であるとの政府の問題意識の下、①違反行為の未然防止や事業者からの情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等と内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正するとともに、②「親事業者による下請代金の支払いについて」として、  
 ✓ 下請代金の支払いはできる限り現金によること  
 ✓ 手形による場合は割引料を「下請事業者に負担させることがないよう下請代金の額を十分に協議すること」  
 ✓ 手形サイトは将来的に60日以内とするよう努めること  
 を旨とした通達を発出し、下請取引の適正化に努めるよう親事業者、業界団体へ要請したところです。

TMSAアクションプラン

下請適正取引推進のための自主行動計画  
第1版

2018年3月6日

一般社団法人 東京都金属プレス工業会  
Tokyo Metal Stamping Association (TMSA)

2.2 金属プレス業界の取引現状/ 全国中小企業ヒアリング結果

■ 2017年4月より、全国下請け中小企業を対象に、下請GaNが本格的ヒアリングを実施した。東京都金属プレス工業会の一部メンバーもこれに含まれる。（中小企業庁、2017年12月報告資料より抜粋）

1. 業界別	2. 取引の現状	3. 支払条件	4. 懸念事項
自動車	72.2%	50.0%	100%
機械	72.2%	50.0%	100%
その他	72.2%	50.0%	100%

＜下請企業とプリン（10分）は全2,040件について把握できた事例の件数＞

業種別	14年	15年
印刷	114件	136件
製造業	304件	83件
業種不明	92件	52件
合計	510件	271件

【改善事例】  
 ・支払条件：「100%現金化の動き」手形サイト60日に短縮  
 ・原価低減要請：「簡潔に低減要請が来ない」「もの見事な要請がなくなつた」「簡潔に低減を示さなければならぬ」  
 ・原価低減要請：「一方的な要請」「口頭での要請」「低減要請受けないと仕事は止まる」と言われる」「補給品も履度時申請適用」  
 ・型管理：「型発注後の金型を無償保管」「長期保管を要求される」「保管費用も当社持ち」「24月分割支払い」



困ったときは、第3者機関に相談しましょう。



## 下請かけこみ寺

中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。

「下請かけこみ寺」は、下請取引の適正化を推進することを目的として国（経済産業省 中小企業庁）が全国48か所に設置したものです。本部（全国中小企業取引振興協会）と各都道府県に設置された中小企業振興機関に設置されています。



中小企業が抱える取引上の様々な悩み相談への対応や裁判外紛争解決手続（ADR）による迅速なトラブルの解決を実施しています。  
取引上の悩みをお持ちの方は、まずはお電話ください。

### 【相談事例】

- 支払日を過ぎても代金を支払ってくれない
- 原材料が高騰しているのに単価引き上げに際してくれない
- 発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された
- お客様からキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された
- 「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれた
- 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた

### 中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口を設置しました。

これに伴い下請かけこみ寺では、「中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談」をお受けしております。  
相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。紛争の相手先への連絡も当然しません。

東京都金属プレス工業会事務局は東京都産業労働局より委嘱された下請取引適正化推進員です。



公正取引委員会では、独占禁止法及び下請法に関する相談・届出・申告を受け付けています。

- ◆ 下請法上の考え方についての相談⇒企業取引課
- ◆ 下請法違反被疑事実についての申告⇒下請取引調査室

TEL: 03-3581-5471（代表）



### 「下請Gメン」によるヒアリングの御要望は

（各経済産業局 中小企業課取引調査担当）

北海道 011-709-1783 中部 052-589-0170 四国 087-811-8529  
東北 022-217-0417 近畿 06-6966-6037 九州 092-482-5450  
関東 048-600-0324 中国 082-224-5661 沖縄 098-866-1755

中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-1669

### 下請取引でお困りごとはありませんか？

- 例えば…
- ① 「発注単価は○%減らす」など一方的に価格を引き下げられる。
  - ② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。



- ③ 光熱費、原材料費などが上がっても、値上げを認めてくれない。
- ④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない

下請Gメンが、お話を伺います！



# TMSAアクションプラン ～附属書～

- ◆ サンプル文書 No.1～11
- ◆ サポート資料 No.1～2